

# 事案調書(戦略会議)

審議日 令和5年1月27日

案件名	小児医療費助成事業制度の拡充について						
所管	こども・若者未来	局区	部	子育て給付課	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	小児等の健康の保持と保護者の経済的な負担の軽減を図るため、医療費を助成し、福祉の増進に寄与する。					
	効果測定指標	子どもを生み育てやすい環境が整っていると感じる市民の割合				施策番号	1
		R4	R5	R6	R7	R8	R9
	事業効果 年度目標	/		68.0			70.0

審議事項 <b>庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論</b>	小児医療費助成事業制度の拡充内容の検討
戦略会議 審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。

## 事案概要

通院・入院でかかった保険診療による医療費について、医療証に記載の自己負担上限額を超えた医療費の自己負担分を助成  
 [現在の助成制度]  
 ○所得制限:1歳以上あり(児童手当法基準)  
 ○対象:中学校3年生まで  
 ○一部負担金:小学生まで「なし」、中学生は「一部負担金500円/回」あり(市民税所得割・均等割ともに非課税の場合は「0円」)

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール							
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施 内容	庁内調整						
	予算査定						
	交付申請等						
	事業実施						
	別添庁議資料を参照						

○事業経費・財源		(千円)							
項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
事業費(費)									
うち任意分									
特財		別添庁議資料を参照							
国、県支出金									
地方債									
その他									
一般財源		0	0	0	0	0	0	0	
うち任意分									
捻出する財源 2									
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0	
元利償還金(交付税措置分を除く)									

捻出する財源概要 1. 既存の事業を縮小・廃止 2. 既存事業の終了 3. 単年度事業  
4. その他( )

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入) (人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
実施に係る人工	A	方針決定次第、改めて算定し、要求							
局内で捻出する人工	B								
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0	

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	○		○						
10	11	12	13	14	15	16	17		

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	未定	定例会議	報道への情報提供	記者会見
	パブリックコメント	なし			時期		議会への情報提供	部会

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
少子化対策検討会議( )	(4/21)少子化対策のこれまでの検討状況と今後の進め方など (6/8)取組の方向性など (7/13)取組の方向性や政策的な取組の検討など (10/14)少子化対策事業パッケージ案の検討など
ワーキング	(4/24)今後の進め方について (5/17)評価ツールによる分析結果のまとめなど (6/2)取組の方向性の検討など (6/16)少子化対策に係る事業案の検討など (7/22)事業案の検討、政策的な取組の検討など (9/8)政策的な取組の検討、事業パッケージ案の検討など (10/4)事業パッケージ案の検討など
有識者との意見交換	(8/9)相模女子大学・客員教授との意見交換
市まち・ひと・しごと創生本部会議	(8/25)取組の方向性を承認 (11/1)少子化対策の取組について承認

備考	
	【構成員】政策課、観光・シティプロモーション課、こども・若者政策課、こども・若者支援課、保育課、子育て給付課、こども家庭課、産業・雇用対策課、公園課、建築・住まい政策課、学務課、学校教育課、生涯学習課

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (11/8)</p>	<p>〔事業開始時期について〕          (政策課長)システム改修にはどれくらいかかるのか。          (子育て給付課長)資料上では令和4年度末から改修等の打ち合わせを始めて令和6年10月施行と示している。          ○(政策課長)4月から準備してよとなれば、令和6年4月から可能ということか。          (子育て給付課長)改正内容が決定されないとシステム改修の内容も決まらない。一部負担金を撤廃するのか否かでシステム改修の内容も変わってくる。条例改正をした後でないといけない事項もある中でこのように示させていただいた。</p> <p>〔事業費について〕          ○(政策課長)システム改修等の事業費はいつ分かるのか。          (子育て給付課長)今週末にシステム事業者との打合せを行う予定。          ○(政策課長)所得制限撤廃と合わせて、一部負担金を撤廃した場合の改修費の方が事業費としては高くなるのか。          (子育て給付課長)そのようになると思われる。</p> <p>〔一部負担金の扱いについて〕          ○(財政課長)財政的には一部負担金は残して欲しい。1.5億の差があり、これがランニングになる。一般財源であろうし、後年度負担も考えなくてはいけない。もともと500円の負担があるなら、所得制限撤廃だけでもよいのではないか。          (子育て給付課長)一部負担金を設定している自治体が、県内にほばない状況である。「子育てするなら相模原」とPRしている中、本市はどう考えるかということである。政策的に決定する必要があると思っている。今年度に入り東京都、川崎以外にも全国的にこの制度を拡大する動きが急になっている。しかも目立つ。そのあたりを総合的に考慮して判断する必要がある。東京都下の各市、多摩地区も着々と制度拡充している中、本市は乗り遅れている状況。          (経営監理課長)一部負担金を継続することにより職員の事務負担があるのか。          (子育て給付課長)ある。市民税非課税世帯からは一部負担金をいただいていないのでその分の管理は継続しなければならない。所得制限と一部負担がなくなればその分、事務負担は減る。</p> <p>〔その他〕          (政策課長)事業費、スケジュールも含め、もう少し時間をかけて審議したいので、継続としたい。人件費面からのアプローチもあるとよい。様々な切り口で議論した方がよいだろう。戦略会議にも上がっていくと想定されるので、当初予算なのか、補正予算なのかという議論もあることから、もう少し議論してまいりたい。</p> <p>(結果)継続審議とする。</p>
<p>調整会議の 主な議論 (1/5)</p>	<p>〔必要人工について〕          ○(人事・給与課長)制度拡充により人工はどのようになるのか。          (子育て給付課長)所得制限を撤廃し、一部負担金も撤廃した場合、令和8年度に現状より1人工減できると考えている。一部負担金を残す場合は令和8年度以降も現状と同じ定数が必要である。          (人事・給与課長)来年度4月1日からの増員については、この段階では難しいと考えている。          (子育て給付課長)拡大内容の方針が決まらなるとスケジュールもみえてこない。スケジュールがみえてくれば人工も決まってくるということで理解していただきたい。</p> <p>〔一部負担金の扱いについて〕          ○(総務法制課長)一部負担金の撤廃は中間所得者にも恩恵があると思われ、所得制限の撤廃は高所得者への対応と感じるが、これまでの検討で所得制限は残し、一部負担金のみなしとする案は検討されたか。          (子育て給付課長)本制度については市民の声が頻繁に寄せられているが、圧倒的に所得制限撤廃の声が大きい。また他市の制度拡充の状況や社会全体で子育てするという観点からも所得制限撤廃が制度拡大内容の一番手と考えており、一部負担金のみ撤廃というパターンは検討していない。          (政策課長)少子化対策検討会議においても、大学の研究結果で一部負担金は残した方がよいとの文献も出ていることなどを踏まえ、所得制限は撤廃、一部負担金は残しとした経過がある。          (子育て給付課長)一部負担金については撤廃すればコンビニ受診を誘導するという説もあるが、一方で撤廃されてもコンビニ受診を誘導しないというシンクタンクなどの説もあり、諸説紛々で一般的な結論は出せないと理解している。本市の財政状況を再度確認したいのだが、扶助費や単独事業として行っている扶助費の財政支出に占める割合は他市に比べても既に高い水準にあるということでもよろしいか。          (財政課長)そのとおりである。          ○(経営監理課長)県の拡充を踏まえれば、所得制限、一部負担金ともに撤廃することもできるのではないか。          (政策課長)そこは議論が必要であるが、後年度への負担も考えなければならない。少子化対策としては、この事業のみで解決できるとは考えていないため、他の施策に振り分けてパッケージで検討していく必要があると考えている。          (人事・給与課長)他市の状況を見ると、所得制限、一部負担金ともに撤廃が望ましいと考える。ただし、他の子育て施策に振り分けるのであれば、その考え方も理解できる。          ○(政策課長)これまでの議論を踏まえ、拡充内容は所得制限撤廃、一部負担金は残すこととし、今回提案のあった更新方法の変更を含めた内容に、資料を修正し、上部会議に付議したいかがか。          異論なし</p> <p>(結果)原案を一部修正し、上部会議に付議する。</p>

決定会議の  
主な議論  
(1/13)

【拡充内容について】  
(総務局長)高所得者が恩恵を受けるよりかは、低所得者が安心して子育てできるようにすべきではないか。  
(子育て給付課長)所得制限は親の収入の多い方で判断するため、共働き世帯と比べたときに仮に共働き世帯の方が世帯収入が高くても対象となるケースがあり、子育て世帯間に不公平感があることなどから、市民の声としては所得制限の撤廃を望む声がほとんどである。  
(こども・若者未来局長)社会全体で子育てをしていくという考え方。まずは、意見の多い所得制限の撤廃から始めたい。  
(総務局長)世帯主が主に稼いでいた時代を前提とした制度であるため、制度自体が今の時代に合致していないのではないか。  
(総合政策・少子化対策担当部長)少子化対策はほかにも様々なメニューがあり、今回の制度がすべてではないため、所得制限の撤廃及び一部負担金ありの原案に賛同する。

【一部負担金について】  
(財政担当部長)一部負担金の500円を減額する議論はあったか。  
(こども・若者未来局長)医療機関の事務の負担を考慮し、500円が妥当と考える。  
(財政担当部長)一部負担金の額を下げてほしいという意見はあるか。  
(こども・若者未来局長)ほとんどなく、取るか取らないかのどちらか。一部負担金を下げるのであれば、負担をなくしてほしいという意見が出る可能性はある。  
(市長公室長)本制度の対象者を高校生までにしない理由は、  
(子育て給付課長)中学卒業後は働く子もいるため、義務教育である中学生までと考えている。

【財源について】  
(市長公室理事)所得制限を撤廃するときの財源はどう生み出すのか。  
(子育て給付課長)県の補助金が1億4千万円ほど増加する見込みであるため、それで一部を補う。  
(政策課長)財源については、少子化対策検討会議において議論をしており、総合計画推進プログラムの経費の中で調整することとしている。  
(市長公室理事)行財政構造改革に取り組んでいる以上は、財源の捻出についての検討が必要である。社会保障費全体の見直しについての議論も行いながら、事業の検討を行っていただきたい。

(結果)原案のとおり上部会議へ付議する。

戦略会議の  
主な議論

(1/19)

【拡充内容について】

(市長)本制度は国に対して全国統一的な制度を要望していかねばならないが、近隣都市の制度拡充が進み、地域格差が生まれている。近隣の町田市や横浜市等の状況は、

(こども・若者未来局長)町田市は制度対象が高校3年生までで、中学3年生までは所得制限なし、一部負担金は小学1年生からの通院に1回200円としている。また、横浜市は制度対象が中学3年生までで所得制限、一部負担金ともに設けていない。

○(市長)市民から所得制限の撤廃を求める声をよく聞く。現場の感覚はいかがか。

(こども・若者未来局長)所得制限の撤廃の声が大半。共働きが増えている中で不公平感があるとの声が多く多い。

○(総務局長)「子育てするなら相模原」としてやるなら、一部負担金も撤廃するべきと考える。一方で、財源の確保が課題と考えており、財源の確保策に具体性が欠ける中では難しと感じる。

(財政局長)東京都並みに拡充となると、局内だけで生み出せるものではないため、原案でのスタートでもよいのではないか。

○(総合政策・少子化対策担当部長)制度拡大を高校3年生までとし、所得制限の撤廃は中学3年生までとした場合の影響額は、

(こども・若者未来局長)約3億9,300万円の増額となる見込みである。

○(大川副市長)子育て施策を推進していきたい思いと財源との兼ね合いは考えなければいけない。本制度は、子育て支援施策の重点施策であるが、子育て施策は医療費助成だけではない。他の色々な事業に回すことも考えなければいけないと思う。

○(市長)本市は横浜市や町田市への転出が多い。このためには近隣他市は意識しなければならず、所得制限の撤廃はマストと感じる。高校生までの拡大や一部負担金の扱いについては、財源の確保が課題。別のパターンもあると思うので、こども・若者未来局、市長公室、財政局でさらに検討をお願いしたい。

○(隠田副市長)方向性として中学3年生までの所得制限撤廃に異論はあるか。また、それ以上の検討に当たっては指示のあった3局で議論をお願いする。

異論なし

【事業費について】

○(市長)制度拡充に伴う影響額について、財源確保の内容を確認したい。

(こども・若者未来局長)确实なのは県の拡充による歳入の増加である。

(財政局長)県の歳入増を見込んでも不足分はある。改革プランを進めている中では、個々に注力する理屈が必要。改革プランが未来に向けてやっていることを考えれば、社会保障施策等の見直しや施設の見直しをやったうえで濃淡を付ける必要がある。

○(市長公室理事)県の制度拡充による歳入に関して、見込額とは、

(こども・若者未来局長)県の制度拡充を本市の受診状況に照らした場合、この額が歳入として入ってくる見込みであると考えている。

(市長公室理事)財政局も妥当な見込みと考えているか。

(財政担当部長)そのように考えている。

【事業スケジュールについて】

(市長公室理事)前回のスケジュールと比べ遅いように感じるが現在のスケジュールの考え方は、

(こども・若者未来局長)本来のルールに則り設定している。前回とほぼ同様に進んでいる。

(市長公室理事)前回はパブリックコメントを実施しているか。

(子育て給付課長)前回の制度改正は総合計画の実施計画の策定期間と重なったため、実施計画の中の1事業として実施している。

○(隠田副市長)事業開始時期がここでよいのか。

(こども・若者未来局長)4月は避けたいのが事務方の意見である。市議会のスケジュールや所得の確定時期が6月であることを考慮したい。

(市長)他市はスピード感がある。本市ももう少しスピード感を持って取り組んでもらいたい。

【その他】

○(隠田副市長)制度拡充に関して医療関係団体からの意見は、

(こども・若者未来局長)医師会からは所得制限をなくしてほしいとのことで要望が出ている。

(結果)継続審議とする。

# 小児医療費助成事業制度の拡充について

令和5年1月27日

こども若者未来局 子育て給付課

# 1. 制度の拡充案

## 中学生までの所得制限を撤廃し、高校生まで対象を拡充する

- 養育者の所得に関わらず、医療費助成が受けられるよう制度を拡充することで、子育て世代が安心して子育てできる環境づくりにつながる。
- これから子供を産み、育てたいと考えている方々や新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけの見直し、社会情勢の変化に対しても医療への安心感を提供することで少子化対策に資することができる。
- 全国的に本制度の拡充の動きが活発化している中、令和5年度中で所得制限を設けているのは政令市では札幌・大阪・広島・相模原の4市。県内では伊勢原・相模原の2市のみとなる。

### ● 一部負担金について

- 制度の安定的かつ継続的な運用を図るため、養育者に一定の負担を求める一部負担金は維持する。(中学生以上は通院1回500円までは自己負担)
- 低所得者への配慮として、市民税非課税世帯については、引き続き一部負担金は求めない。

## 2.影響額

### (1) 扶助費について

【現行制度】 中学校3年生まで。所得制限あり(1歳以上)。一部負担金あり(中学生500円/回)

所得制限		一部負担		医療証 交付者数	現行制度 との差	助成額	現行制度との差
0歳	1歳～中学生	小学生以下	中学生(500円/回)				
なし	あり	なし	あり	70,924人	-	2,210,233,248円	-

【中学校3年生まで】

○ 所得制限なし、一部負担金あり

所得制限		一部負担		医療証 交付者数	現行制度 との差	助成額	現行制度との差
0歳	1歳～中学生	小学生以下	中学生(500円/回)				
なし	なし	なし	あり	79,087人	8,163人	2,412,511,615円	202,278,367円

○ 所得制限なし、一部負担金なし(横浜市版)

所得制限		一部負担		医療証 交付者数	現行制度 との差	助成額	現行制度との差
0歳	1歳～中学生	小学生以下	中学生(500円/回)				
なし	なし	なし	なし	79,087人	8,163人	2,566,905,448円	356,672,200円

【高校3年生まで】

→ うち、12,982人(中学生)が500円/回→0円/回。影響がある対象は、計21,145人

○ 所得制限あり、中学生以上一部負担金あり

所得制限		一部負担		医療証 交付者数	現行制度 との差	助成額	現行制度との差
0歳	1歳～高校生	小学生以下	中学生以上 (500円/回)				
なし	あり	なし	あり	83,032人	12,108人	2,400,743,054円	190,509,806円

○ 所得制限なし、中学生以上一部負担金あり

所得制限		一部負担		医療証 交付者数	現行制度 との差	助成額	現行制度との差
0歳～中学生	高校生	小学生以下	中学生以上 (500円/回)				
なし	なし	なし	あり	95,737人	24,813人	2,673,821,759円	463,588,511円

○ 中学生まで所得制限なし、高校生から所得制限あり、中学生以上一部負担金あり

所得制限		一部負担		医療証 交付者数	現行制度 との差	助成額	現行制度との差
0歳～中学生	高校生	小学生以下	中学生以上 (500円/回)				
なし	あり	なし	あり	91,195人	20,271人	2,603,021,421円	392,788,173円

※町田・八王子市は、中学生まで所得制限なし、高校生から所得制限あり、小学生から通院の一部負担金200円/回あり。

## (2) 財源について

- 県制度の拡充による歳入の増加(約140,000千円)
- 行財政構造改革プランに基づく社会保障費の見直しによる確保(政策の見直し)
- 業務のスリム化等による確保(事務事業の見直し)
- 既存の公共施設等の見直しによる確保(公共施設マネジメントによる見直し)

## (3) 県補助金の対象について(※令和5年度増加見込額 約1億4,000万円。見込額の変更の可能性あり)

- 1 所得制限(旧児童手当特例給付基準)の範囲内
- 2 通院は小学校就学前まで(未就学児)→令和5年度から12歳まで拡大
- 3 入院は中学校卒業まで
- 4 4歳以上、通院は200円/回、入院は100円/日一部負担金ありとする(一部負担金相当分は助成対象外)

本市と異なり、県は一部負担金の有無を所得の多寡で決めておらず、県の所得範囲内の対象者は、4歳以上であればすべて一部負担金ありとしている。

### 【参考】平成30年10月中学生拡大時のスケジュール

・平成30年4月拡大について市長説明(H28.10.5)  
・関係課長会議(H28.10.28)からはじめ、政策会議(H29.3.30)にて平成30年10月実施に決定

⇒平成29年8月市地域保健医療審議会に諮問  
⇒平成29年10月地域保健医療審議会  
⇒平成29年12月議会民生部会  
⇒平成30年3月議会条例改正

	平成30年改正時 調整経過	
医師会	会長他(計9回)	H29.4.12~5.29
	理事会	H29.6.1
歯科医師会	新旧会長	H29.6.7
	理事会	H29.7.21
薬剤師会	会長	H29.6.21
	理事会	H29.6.21
病院協会	会長	H29.6.13
	理事会	H29.6.28
	事務長部会	H29.6.14
医療審議会	会長	H29.6.9

### 3.スケジュール(案)

#### 【確定事項】

- 令和5年7月 地域保健医療審議会諮問
- 令和5年9月 地域保健医療審議会、民生部会
- 令和5年12月 条例改正、補正予算
- 令和6年6月 市民税確定



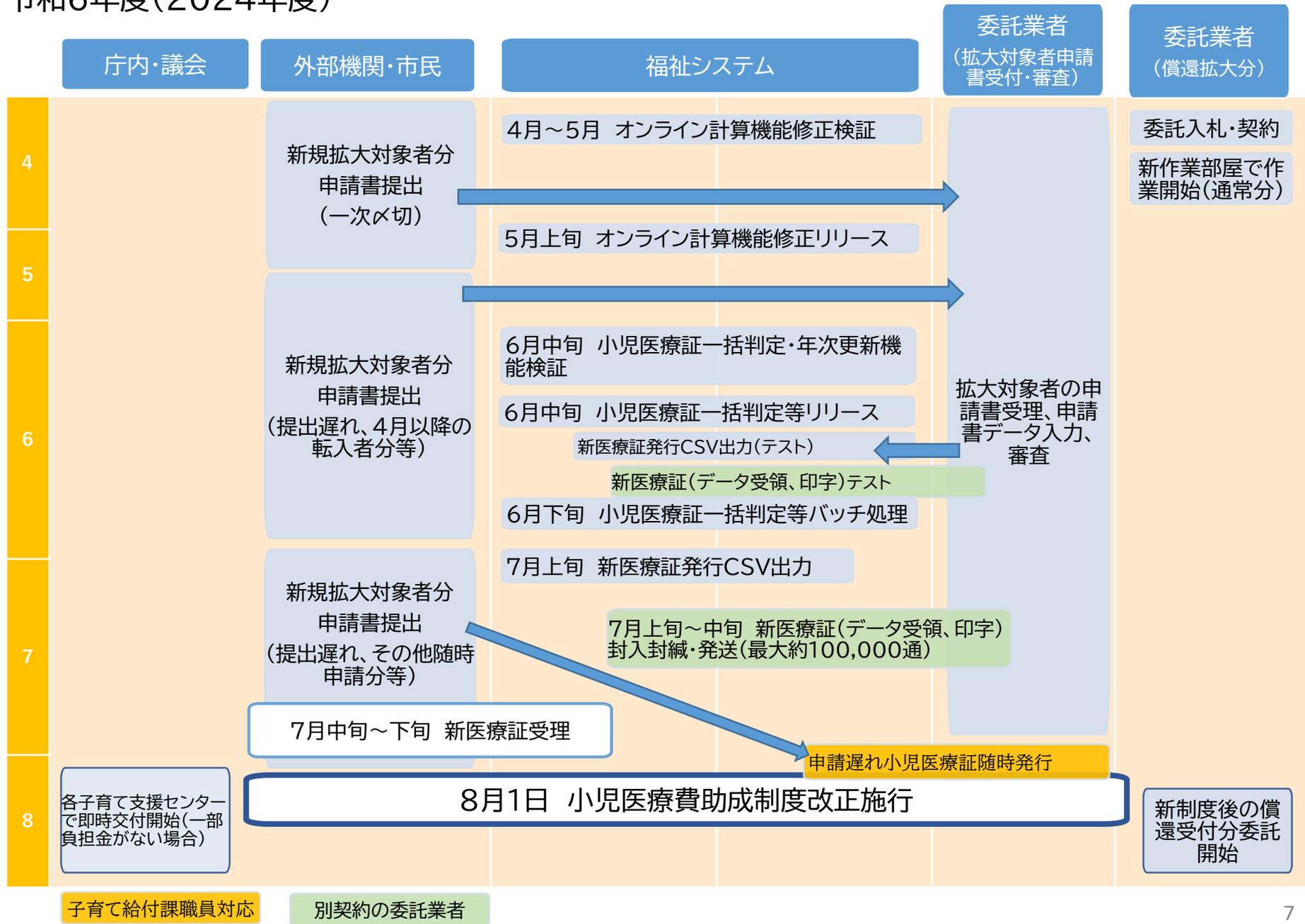
# 令和5年度(2023年度)

前回戦略会議(令和5年1月19日)との相違点

・パブリックコメントが不要となり、条例改正時期を令和6年3月から令和5年12月に早め、全体的なシステム修正の前倒しをし、8月1日施行日とした。

	庁内・議会	外部機関・市民	福祉システム	委託業者 (拡大対象者申請書 受付・審査)	委託業者 (償還拡大分)
	三師会・病院協会等と調整				
	医療審議会諮問				
	医療審議会				
9	民生部会				
10					
11					
12	条例・規則改正	審査機関(国保連・基金)と調整			
1	庁内に制度周知及び関連施設の周知依頼 ・各子育て支援センター ・各まちづくりセンター ・保育課 ・学校保健課 ・国際課 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査機関と県内医療機関への周知方法調整</li> <li>・医療機関発送物に周知文同封</li> <li>・HP掲載など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生(未申告)一部負担金判定機能追加</li> <li>・一部負担金判定基準日機能追加</li> <li>・県補助金費用区分の管理項目追加</li> <li>・県補助金用統計バッチ処理の仕様変更</li> <li>・資格更新の仕様変更(一括出力更新判定修正)</li> <li>・公費負担者番号・小児医療証仕様変更</li> <li>・オンライン資格管理画面修正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・外字出力文字数変更</li> <li>・口座情報表示画面変更</li> <li>・保険情報エラー表記変更 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業者部屋確保</li> <li>・返送申請書等入力用基幹系PC確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業者部屋確保(増加分)</li> <li>・償還用(増加分)基幹系PC確保</li> </ul>
2		三師会理事会で周知	条例改後の消滅通知文の文面修正及び消滅・却下を停止機能へ修正	入札	
		市民周知(広報・HP・コールセンター等)	所得超過者の抽出、申請証(勸奨通知)印字テスト及び検証 <b>資格停止処理者の決定変更処理(手作業)</b>	委託入札・契約	
		県内医療機関等に周知(支払基金経由)	2月 拡大対象者・勸奨申請書の検証		
		市内医療機関等(医療機関、薬局、訪問看護ステーション、柔整師等)に周知(ポスター配布)	3月 拡大対象者・勸奨申請書のリリース		
3			3月中旬 勸奨申請書のバッチ処理 <b>発送前転出者、他制度該当者引き抜き</b>		
		3月下旬 拡大対象者勸奨申請書受理	3月下旬 拡大対象者へ勸奨申請書発送		入札準備

# 令和6年度(2024年度)



子育て給付課職員対応

別契約の委託業者

令和5年1月27日

## 1 小児医療費助成事業制度の拡充について

【こども・若者未来局】

## (1) 主な意見等

(市長) こども・若者未来局と財政局と市長公室で議論してもらい、再度提案していただいているが、転入転出1位の横浜市と転入転出2位の町田市との比較が重要であり、また、都県境であることから、月5,000円の給付や2歳児までの保育料無償化など、町田市と八王子市の動向も注視していかなければならない。今回の提案では、横浜市や町田市と比べても、本制度においては、差がなくなる、もしくは先行できるのか。

(こども・若者未来局長) まず、県内の政令市とは対象者が異なる。中学3年生まで所得制限が無い点は、本市と同じであるが、高校生まで対象を拡大したところに大きく差がある。一部負担金については、横浜市は撤廃しているが、川崎市は小学4年生から500円取っており、町田市と八王子市は、小学1年生から200円取っていることを踏まえれば、遜色がない、もしくは県内では、政令市の人口の多い都市としては、かなり先進的だと考えている。

(市長) 県内で高校生まで対象を拡大しているのはどこか。

(こども・若者未来局長) 高校3年生を対象としているのは、大井町、松田町、清川村であり、来年度導入するのが、逗子市、海老名市、厚木市、開成町である。ここに、本市も加わるということで、本市が人口70万の都市であることを踏まえれば、かなり多くの市民に影響があるものと思われる。

(市長) 前回と比べて、今回の提案はかなり前進していると感じている。現行制度の助成額である22億に、単年ではなく通年で、約4億が増額になる。財源については、県からの約1億4,000万円の歳入増加、行財政構造改革プランに基づく社会保障費の見直しによる確保、業務スリム化等による確保、既存の公共施設等の見直しによる確保から捻出できるだろうとのことだが、前回から2倍程に膨らんでいても、財源確保の見込みはあるということでしょうか。

(財政局長) 本件を含むこれから政策的に推進する施策における財源については、全て同じような表現になってしまうので、厳しい面もあるが、本件における約4億円の増加が、人口減少に伴って、長期間継続するわけではないという話の中で、本件を進めていくべきだという結論になった。

(こども・若者未来局長) あくまでも推計ではあるが、人口推計フレームで試算したところ、高校生を対象とすることで助成額も一旦は増加するが、その後は人口減少に伴い、助成額も減少するため、十数年後には今と同等の金額になる。本市としては人口を増やすために実施するので、期間を伸ばしたいと考えているが、今の人口推計フレームでは、そのような結果となった。

(市長) 人口推計フレームでは令和元年から人口が減ると想定されていたが、令和5年もまだ減っていない。この施策の目的の1つは、子育て世代に移住及び定住してもらいたいというのがあり、人口推計フレームの予想が外れた方が良いのだろうとも思う。その分、掛かる費用が増加してしまうが、それだけ人口が増加する方が良いと考えている。今の人口推計フレームでは、十数年後には現行の22億円まで減少するというのでしょうか。

(こども・若者未来局長) 新型コロナウイルス感染症のような特殊事情がある場合は別だが、通常であればそうなると想定される。

(総務局長) 市長公室に確認だが、財源について、1つは県制度拡充による歳入の増加があり、その他、政策の見直し、事務事業の見直し、公共施設マネジメントとあるが、今後、財

源の説明において、例えば1つは国や県の負担金等で、あとの3つがこの項目と同じでは危険であると感じている。これまで市長が財源の裏付けがない施策があったと繰り返し言ってきたが、今回も約1億4,000万円以外の約2億5,000万円をこの3つの項目から生み出すとのことだが、他の施策でも同じようなことがあったときに、本当に生み出すことができるのかという不安がある。財源については、ある程度見込みの高い数字を示さなければ、例えば、後に検証した際に、実はこの3つの項目で生み出された財源が、5,000万や1億円だったということにもなりかねず、気をつけてもらいたい。本件がどうかということではなく、財源の考え方を明確にしてもらいたいという意見である。

( 財政局長 ) これまで以上に行財政構造改革プランに取り組んでいかなければ、財源を生み出せないということもあり、これを強調する意味で記載している。あとは、既存の公共施設等の見直しについては、施設の廃止によって生み出された財源を、例えば子育て支援施策に充てる、もしくは費用のかかる施設について、その費用を別の施策に充てるというアナウンスが出来れば良いと考えている。これは、また別の議論かと思うが、現時点ではここまでしか言えないというのが、今の財政局の考えである。

( 総合政策・少子化対策担当部長 ) 市長公室と財政局で連携を図ってまいりたい。具体的な財源がないわけではないが、例えば、受益者負担に基づく使用料の見直しもその一つであり、今まさに動き出しているところだが、具体的なものを示すことによる影響もあると考えている。指摘された点について、意識して取り組んでまいりたい。

( 大川副市長 ) 高校生まで拡充するならば、高校生を所得制限ありにするのか、なしにするのか、影響額が約3億9,000万円と約4億6,000万円は違うと言えば違うが、どちらも現行からは大幅に超過しており、その議論も必要だと考えている。

( こども・若者未来局長 ) 所得制限を設けるということは、所得を確認する事務作業がある。所得制限の有無はそこが大きく異なり、事務作業の面から言えば、所得制限は撤廃するのが良い。ただ、影響額が約4億6,000万円となれば、前回の倍を超えてしまうことになってしまうので、そこは財政的に厳しいだろうと考え、今回の提案に至っている。

( 財政担当部長 ) 大川副市長と同意見である。高校生まで拡大することでどういう影響があるのか見定める必要がある。所得制限の撤廃によりどれだけ効果が出るか、制限ありではどういう声が聞こえてくるのか、そういう調査をしていかないと、次に進まないと考えているので、本件については、段階的という意味も含めて原案のとおりで良いと思うが、財政負担のことも考えると、今後拡充するにあたっては、調査などを実施する必要がある。

( 市長公室長 ) 3年に1度受益者負担の見直しをしているので、まずは原案でスタートして、3年後に子供の推移などを踏まえて、再検討することでも良いのではないかと。所得制限を撤廃すれば、開始時期が早まるというメリットもあると思うが、まずは原案でスタートするのが良いと考えている。

( こども・若者未来局長 ) 子ども家庭庁の動向が不明瞭ということもあるので、今はそこまで手広くやらずに、多少余力を残しつつ、次のステップに備えるのも良いと考えている。

( 隠田副市長 ) 人口推計フレームの推移について、一定のトレンドで減っていくとすれば、影響額が約3億9,000万円と示されているが、今後10年で約39億を負担しなければいけないかと言えば、実態は違って、今後10年間で、個人的な予想ではおそらく20億円にも満たないと思われる。財源についても様々な意見があったが、こういう経年変化の中で、財政として考慮しなければいけない年度が限定され、その年のその財源が確保できるかどうかポイントだと考えている。そこについて、研究していただき、本来は、それがわかれば高校生も所得制限撤廃するかどうか議論できたであろう。

( こども・若者未来局長 ) 傾向的としては一定の減少幅であり、年によってズレが生じることは無かったので、十数年後に現行と同水準の助成額になると思われる。ただ、ご指摘のとおり約3億9,000万円が10年間も続くわけではなく、緩やかに減少することで、実際は半分ぐらいの負担で済む可能性はある。

( 財政局長 ) 財源については、詳細な情報があれば各年の歳出額が予想できるので、例え

ば基金を活用するなど、財源のところに、それも加えられるかどうか、含めて検討してまいりたい。

(隠田副市長) 事業実施すると財源はどうかという議論も出ると思うが、そこはしっかり検証して対応していただきたい。

(隠田副市長) 他に意見が無いようなので、原案を承認する。関係機関等との調整の中で、大きく変更が必要な場合には、再度庁議に諮っていただきたい。

(2) 結果

○原案のとおり承認する。

以上